

平成 29 年 12 月 19 日

東村山市長
渡部 尚 殿障害福祉に関する市単独事業再構築検討会
委員長 永嶋 昌樹東村山市における障害福祉に関する市単独事業の
再構築に向けて（提言）

平成 24 年 11 月の発足以来、本検討会は本年 10 月まで合計 21 回の協議を重ねて参りました。

当検討会におきましては、東村山市が独自に事業を実施している、障害者手当・難病患者福祉手当の給付制度およびガソリン・タクシー費補助制度の再構築にむけて、障害当事者並びに関係団体等からの意見集約を行って参りましたが、今般、下記のとおり市に対する提言として本書を提出するに至りました。

つきましては、今後、市が独自に行う障害福祉に関した各種手当・補助制度について、本提言書で掲げた各項目を基にして、具体的な制度の再設計を検討されるよう提言申し上げます。

記

1. 「市単独事業のあり方」

再構築にあたっては、当検討会の第 5 回において「市単独事業のあり方」を次のように集約したところである。

“東村山市が実施する障害福祉に関する市単独事業は、相互理解・助け合いの精神に基づき、障害特性や家族状況など個々の状態にあわせた配慮をし、真に必要な支援を行うために、限りある財源を有効に配分することで、日常生活における困難性を軽減し、障害者の社会生活の充実と、社会参加の機会を広げるための一助となる、時代の変化に応じた事業とすべきである。”

以上の考えが、今後、東村山市において各種事業を検討する上で、念頭におくべき理念である。

2. 対象となる事業

当検討会で再構築の対象と考えている事業は、「障害者手当」「難病患者福祉手当」「心身障害者ガソリン費補助」「心身障害者タクシー費補助」の 4 事業である。

3. 再構築案

「市単独事業のあり方」にあるように、障害の種別毎で異なる手当制度を設けないという考え方を基本とする。

現行の「障害者手当」と「難病患者福祉手当」については、その金額を統一し、現行制度から著しく低下させない額とする。なお、障害等級等の支給条件は、現受給者の混乱を招かないよう、現在と同一条件とするが、今後は、社会情勢を考慮しつつ、対象となる障害種別の拡充に努められたい。

また、現行の「心身障害者ガソリン費補助」と「心身障害者タクシー費補助」については、2つの補助を一本化し、「(仮称) 移動に関する手当」として創設する。現行の制度は、ガソリン費或いはタクシー費の補助のどちらかを選択できる事業であるが、近年ではエコカーの普及などによって燃料の概念や移動の様態が変化しつつあり、移動に関するニーズが多様化している。このような事情を考慮し、外出時の移動に関しては現行の2つの移動手段に限らず、真に市の補助を必要とする方に対しての支援となるよう2つの補助を一本化して新たな手当とする。

結果として、ガソリン費又はタクシー費のみならず、多様な移動手段に要する費用を補助することにつながる。また、受給者は領収書を日常的に管理し、それを市へ提出する負担が無くなるため、利便性がより高くなる。

新たな手当額については、市の限りある財源を有効に配分することも考慮する必要はあるが、現在のガソリン費、タクシー費の利用状況に鑑みて、現行の予算規模を最低限維持することに努められたい。

4. その他

このほか、本検討会の中では集約できませんでしたが、重要な意見として留意いただきたい各委員（当事者）の意見を以下に記します。今後、市で検討を行う際に、参考としていただくよう申し添えます。

○「障害者手当」「難病患者福祉手当」は、これまで生活保護を受給している者（以下「被保護者」という。）も受給対象者となっている。しかしながら、生活保護制度においては、障害がある者に対しての加算制度があることから、これらにはすでに一定の配慮がなされている。より収入が少ない者への支援を行うためには、これまで受給対象となっている被保護者に丁寧な説明を行ったのち、これを対象外とすることが望ましい。

○各手当の受給資格の審査において、所得制限額を考える際に課税・非課税の別を問わず、収入のすべてを審査対象とするべきである。

○「(仮称) 移動に関する手当」については、被保護者は生活保護制度におい

て各種移送費の支給が受けられる。限りある財源を有効に配分するという面からも、これまで受給対象となっている被保護者に丁寧な説明を行ったのち、これを対象外とすることが望ましい。

○「(仮称) 移動に関する手当」については、被保護者は各種移送費の支給が受けられるものの、その利用目的は通院や通所などに限られており、ガソリン費あるいはタクシー料金補助の目的である、社会参加のための利用は制度上認められていない。障害者の社会生活の充実と、社会参加の機会をさらに拡充するという面からも、被保護者を対象外とすることなく、日常生活における困難性を軽減するため、移動が困難な障害者に対し、広く支給することが望ましい。

5. 結び

障害者を取り巻く制度については、近年、頻繁に制度改正が行われてきており、障害種別については多様化が進んでいます。

これまで、市が実施してきた市独自の給付制度については、国や都の各種制度を補完しながら、時代とともに歩んできた結果として現在まで実施されているものと認識しておりますが、今後も各制度の状況を的確に把握し、当事者の声を聞きながら定期的に検討を行うよう提言します。

障害福祉に関する市単独事業再構築検討会委員名簿

委員長	永嶋 昌樹	
副委員長	武者 明彦	
委員	東村山市社会福祉協議会	高橋 節夫
	身体障害者患者連絡協議会	根本 信子
	東村山手をつなぐ親の会	佐々木 貴
	社会福祉法人東村山けやき会	高橋 千恵子
	翔和会	手賀 清春
	東村山市聴覚障害者協会	村上 正人
	東村山パーキンソン地域の会	阿刀田 俊子
	一般公募市民	吉田 謙
	一般公募市民	佐藤 准子※

※第9回まで
(敬称略)